

別記 学費納付に関する取扱い(第 47 条関係)

(学費)

1 学費とは、第 47 条第 1 項に規定する次に掲げるものをいう。

- (1) 入学金
- (2) 在籍基本料
- (3) 授業料
- (4) 施設設備料
- (5) 教育活動料
- (6) 単位料
- (7) 科目等履修生受講料
- (8) 聴講生受講料
- (9) 委託生登録料及び指導料

(学費の金額)

2 学費の金額は、別表 2 第 1 から第 5 まで、第 7 及び第 8 に掲げるとおりとする。

(学費の納付手続等)

3 学費のうち前記 1 の(1)から(5)までに規定する学費の納付については、次のとおりとする。

(1) 入学年度に納付する学費は、次のとおりとする。

イ 入学手続時に納付する学費 入学金並びに在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分

ロ 本学が指定する期日までに納付する学費 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の後期分

(2) 本学に在学する学生が、毎年度(入学年度を除く。)、本学が指定する期日までに納付する学費は、次のとおりとする。

イ 前期に係る学費 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分

ロ 後期に係る学費 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の後期分

(3) 前記 3 の(1)及び(2)の規定にかかわらず、入学手続時又は前期に係る学費の納付時に学費の全額を一括納付することができる。

(4) 延納を希望する者は、学長の許可を得なければならない。ただし、入学手続時に納付する学費は延納することができない。

(5) 延納を許可された者は、当該学期分を指定の期日までに完納しなければならない。

(諸会費)

4 学生は、学費のほか別表 2 第 1 から第 3 までに掲げる後援会費及び校友会費並びに別表 2 第 6 に掲げる学会費(以下「諸会費」という。)を納入しなければならない。諸会費の納入については、次のとおりとする。

(1) 入学年度に納入する諸会費は、次のとおりとする。

イ 入学手続時に納入する諸会費 校友会費並びに後援会費及び学会費の前期分

- ロ 本学が指定する期日までに納入する諸会費 後援会費及び学会費の後期分
- (2) 本学に在学する学生が、毎年度(入学年度を除く。)、本学が指定する期日までに納入する諸会費は、次のとおりとする。
- イ 前期に係る諸会費 後援会費及び学会費の前期分
  - ロ 後期に係る諸会費 後援会費及び学会費の後期分
- (所定の修業年限を超えて在学する者の学費及び諸会費)
- 5 休学期間を除き、所定の修業年限を超えて在学する者(以下「修業年限超過者」という。)の学費及び諸会費(以下「学費等」という。)は、次のとおりとする。
- (1) 修業年限超過者の入学年度に定められた学費のうち在籍基本料及び授業料を納付し、及び諸会費を納入しなければならない。ただし、2017年度以前に入学した者については、学費のうち在籍基本料は所定の金額の2分の1相当額とし、かつ、諸会費の納入を要しない。
- (2) 前記5の(1)に規定する授業料の金額は、次のとおりとする。
- イ 前期分 授業料の前期分の2分の1相当額に前期科目及び通年科目に係る受講料を加算した金額
  - ロ 後期分 授業料の後期分の2分の1相当額に後期科目に係る受講料を加算した金額
- (3) 前記5の(2)イ及びロに規定する受講料は、別表2第4に規定する単位料に履修申請単位数を乗じた金額とする。
- (4) 前期又は後期(以下「各学期」という。)において、在籍基本料、前記5の(2)に規定する授業料及び諸会費の合計金額が、修業年限超過者の各学期に納付すべき所定の学費等(以下「本来の学費等」という。)の金額を超過する場合は、前記5の(1)の規定にかかわらず、当該者が納付する学費等は、各学期の本来の学費等とする。
- (5) 前記5の(1)から(4)までの規定にかかわらず、法務研究科及び会計プロフェッション研究科においては、最終学年次以外の年次において留年した者の学費等はその者の入学年度に定められた当該年次の学費等とする。
- (休学する者の学費等)
- 6 休学中である者の学費等は、次のとおりとする。
- (1) 前期に休学する場合の学費は、在籍基本料の前期分とする。
- (2) 後期に休学する場合の学費は、在籍基本料の後期分とする。
- (3) 休学中である者は、諸会費の納入を要しない。
- (復学した者の学費等)
- 7 復学した者の学費等は、その者の入学時に定められた当該年次の金額とする。
- (退学する者の学費等)
- 8 退学する者の学費等は、次のとおりとする。
- (1) 退学する者は、退学の願い出の手續と同時に、退学期日を含む学期までの学費等を完納しなければならない。
- (2) 完納しない場合は、この学則により処理する。

(3) 退学処分が確定した者の学費等の取扱いは、前記 8 の(1)及び(2)の規定に準じて処理するものとする。

(再入学した者の学費等)

9 再入学を許可された者の学費等は、次のとおりとする。

(1) 入学金は、再入学した年度の入学金の 2 分の 1 相当額とする。

(2) 授業料は、再入学した年度の当該年次の授業料とする。

(3) 施設設備料は、再入学した年度の第 1 年次の施設設備料の 2 分の 1 相当額とする。

(4) その他の学費等は、再入学した年度の当該年次の金額とする。

(転学した者の学費等)

10 転学を許可された者の学費等は、次のとおりとする。

(1) 入学金、授業料及び施設設備料は、転学した年度の第 1 年次の金額とする。

(2) その他の学費等は、転学した年度の当該年次の金額とする。

(科目等履修生の学費)

11 科目等履修生の学費は、次のとおりとする。

(1) 第 24 条に規定する科目等履修生で単位の授与を必要とする者は、別表 2 第 5A に掲げる科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

(2) 第 24 条に規定する科目等履修生で単位の授与を必要としない者は、別表 2 第 5B に掲げる科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

(3) 科目等履修生の学費は、所定の納付期限までに納付するものとする。

(聴講生の学費)

12 聴講生の学費は、次のとおりとする。

(1) 第 25 条に規定する聴講生は、別表 2 第 5B に掲げる聴講生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

(2) 聴講生の学費は、所定の納付期限までに納付するものとする。

(委託生の学費)

13 第 27 条に規定する委託生の学費は、次のとおりとする。

(1) 登録料 別表 2 第 7 に掲げる金額

(2) 指導料年額 別表 2 第 8 に掲げる金額

(3) 聴講料 授業を聴講する者は、前記 13 の(1)及び(2)に規定する学費のほか別表 2 第 4 に掲げる聴講する年度の単位料に履修申請単位数を乗じた金額

(4) 委託生の学費は、所定の納付期限までに納付するものとする。

(外国人留学生の学費等)

14 第 28 条に規定する外国人留学生の学費等は、全てこの学費納付に関する取扱いによる。ただし、交換留学生の学費は、別に定める。

(既納学費等の取扱い)

15 年間の学費を一括納付し、及び年間の諸会費を一括納入した者で前期のみ在学して修了するもの又は大学の定める期日までに休学若しくは退学を願い出た者については、入学金を除く所定の学費等の後期分を返還する。